

第28回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年10月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年10月20日（月）午前10時00分から午前11時50分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
糸川 洋一推進委員 高山 ゆき子推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
議題第6号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業
経営を行っている旨の証明願の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地

主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年10月20日（月）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第28回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。

また、糸川 洋一推進委員、高山 ゆき子推進委員にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 皆さん、改めましておはようございます。めっきり涼しくなってきました。地球の温暖化により、日本の四季の移り変わりの良さ、これから春や秋のいい時期がなくなってしまうのではないか、ということで寂しい気がします。水田の稲刈りもほぼ終わってきまして、今年は米の価格が非常に高いということで、稲作農家にとっては一段落というところで、いい年末が過ごせるのかと思います。また、国の方では、総理大臣の選出について駆け引きが行われているようですが、農業委員会から県選出の国会議員への要請会が来月ありますので動向が注目されます。

この度、農地利用最適化推進委員長の鯉沼委員が、長年の危険業務等に携わられたということで、瑞宝双光章を受章なさることが新聞に載っておりました。農業委員会として非常に喜ばしいことと思っております。ただ危険業務に携わっているだけでは受章できない榮譽あることですので、もし鯉沼委員にお会いした際には、おめでとうと言声をかけていただければと思います。

本日総会の後に、農業委員会から町長へ要望書の提出がありますので、スムーズな進行を心掛けていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、8番 琴寄成人委員、9番 木野内佳代子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

貸人	_____（上長田）	自作地	643㍍	借受地	556㍍
		貸付地	15㍍		
借人	_____（上長田）	自作地	643㍍	借受地	556㍍
		貸付地	15㍍		

（土地の表示）

壬生町大字安塚字_____	畑	1345㎡
壬生町大字安塚字_____	田	472㎡
壬生町大字安塚字_____	田	122㎡
壬生町大字安塚字_____	田	515㎡
	合計	2454㎡

10年間の使用貸借権の設定 稼働3人

第2項

譲渡人	_____（宇都宮市）	自作地	6㍍		
譲受人	_____（中泉）	自作地	91㍍	貸付地	168㍍

（土地の表示）

壬生町大字安塚字_____	畑	313㎡
---------------	---	------

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第3項

譲渡人	_____（宇都宮市）	自作地	6㍍		
-----	-------------	-----	----	--	--

譲受人 _____ (中泉) 自作地 175㍍
(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 畑 317㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第4項

譲渡人 _____ (上町) 自作地 16㍍ 貸付地 17㍍

譲受人 _____ (上町) 自作地 156㍍
(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 _____ 田 852㎡

贈与による所有権移転 稼働4人

第5項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 273㍍

賃借人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (芳賀町) 借受地 125㍍
(土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____ 畑 2707㎡

10年間の賃借権の設定 稼働22人

第6項

賃貸人 _____ (福和田) 自作地 273㍍

賃借人 株式会社 _____
代表取締役社長 _____ (大阪府) 自作地等なし
(土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____ 畑 2707㎡

10年間の区分地上権の設定

なお、第1項から第6項案件のうち、第6項案件につきましては、地上権設定の3条許可になりますので除きますが、それ以外の案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長　ここで、第6項案件につきましては、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」の第6項の案件と関連しておりますので、議案第2号の審議の際に一括して審議いたします。

それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　3番　高橋　宏治　委員

●3番　高橋　宏治　委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る10月15日に私と葭葉孝男農業委員、森田　栄推進委員と、貸人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告をいたしますが、この案件は前回の総会で保留となったと思いますが、権利関係はこのままで大丈夫だったのですか。

●事務局（田口主任）

権利関係は、_____が耕作するということになっています。_____は農業者年金を受給しており、この農地を持っていると年金の受給に関わってきちゃうということで、_____の方から、貸していない農地を精査して、_____に貸すという手続きをとりたいということで、この申請が出てきたということなのです。_____に確認を取った上で、その農地を除草してそれで大丈夫であれば、その手続きを済ませるということだったのです。

●事務局（岡局長）

田口主任から説明があったとおり、農業者年金を国からの補助の分も合わせて

受給しており、一定の基準で_____に使用貸借権を設定しないと、国からの補助分の年金が停止されてしまうということなのですが。

● 3 番 高橋 宏治 委員

別の方向で考えた方がよいのでは。

●事務局（岡局長）

3条で農地の交換の手続きをしていただき、その上での使用貸借という農地法3条の許可申請を提出いただくようにした方がよいのではと思いますがどうでしょうか。

● 3 番 高橋 宏治 委員

本来ですと、その手続きが一番いいと思います。

○議長 3条で交換して、同時に使用貸借という申請を出していただければ、それがいいのでは。_____に説明をしていただき、来月の総会に提出していただければと思います。

○議長 ありがとうございました。
その他、皆様から何かございますか。

（意見質問なし）

○議長 それでは、第1項案件については、再手続のため保留とし、来月、申請内容を訂正していただき、再度審議することにいたします。

○議長 次に第2案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3 番 高橋 宏治 委員

● 3 番 高橋 宏治 委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項と第3項については、譲渡人が同じ方で、立会人も、第2項の譲受人の_____さんが、第3項の譲受人の_____さんの代理として同日立ち会っていただいて

いるので、現地調査の結果並びに補足説明は一括して行ってよろしいでしょうか。

○議長 審議は別々に行いますが、説明等は一括してお願いします。

●3番 高橋 宏治 委員（2項、3項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項、第3項について説明いたします。

去る10月15日に私と琴寄成人農業委員、中川義人推進委員と、第2項案件の譲受人であり、第3項案件の譲受人の_____氏の代理人として、_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 それでは、続いて第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る10月15日に私と早乙女春香農業委員、大橋和枝推進委員と、譲受人の_____氏立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第案第1号第5項を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る10月15日に私と大関孝男農業委員、鯉沼正男推進委員と、賃借人の代理人の_____の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治

この賃借人の株式会社_____という会社は耕作の実態があるのでしょうか。

●事務局（今野農地調整係長）

今年2月に許可されている場所では、麦を作付けする予定で、まだ作付けはされていないようなのですが、耕作放棄地のような状態にはなっておりません。

○議長 _____の方では耕作はきちんとされているという話は聞いております。

●3番 高橋 宏治

わかりました。

○議長 その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、先ほど議案第1号の際に説明いたしましたが、議案第1号第6項案件につきましては、関連がございますので、議案第2号第6項案件と一括して審議していただくこととなります。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (宇都宮市)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (京都府)

(土地の表示)

壬生町大字上田字 _____ 畑 869㎡

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

貸人 _____ (おもちゃのまち)

借人 _____ 株式会社

代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字上田字 _____ 畑 1315㎡のうち
404.92㎡

壬生町大字上田字 _____ 畑 386㎡のうち
4.85㎡

合計 1701㎡のうち
409.77㎡

表土置場 1年間の使用貸借権の設定

第2項

貸人 _____ (助谷)

借人 _____ (安塚一)

_____ (安塚一)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 畑 499 m²

住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (上田)

_____ (上田)

_____ (上田)

賃借人 _____ 株式会社

代表取締役 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字上田字 _____ 畑 872 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 1067 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 1186 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 2256 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 119 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 274 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 492 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 10.5 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 1609 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 224 m²

壬生町大字上田字 _____ 畑 654 m²

合計 8858 m²

園芸用土採取 2年間の賃借権の設定

第5項

貸人 _____ (落合)

借 人 _____ (宇都宮市)

_____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町落合三丁目 _____ 田 389 m²

住宅敷地 30年間の使用貸借権の設定

第6項

賃貸人 _____ (福和田)

賃借人 株式会社 _____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字惣宮東 _____ 畑 2707 m²のうち
0.34 m²

営農型太陽光発電設備敷地 10年間の賃借権の設定

第7項

賃貸人 _____ (鹿沼市)

_____ (鹿沼市)

_____ (鹿沼市)

_____ (那珂川町)

_____ (鹿沼市)

賃借人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 1233 m²

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 340 m²

壬生町大字羽生田字 _____ 畑 2277 m²のうち
488.37 m²

合計 3850 m²のうち

2061.37 m²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権の設定

第8項

賃貸人 _____ (星の宮)
_____ (栃木市)
_____ (真岡市)

賃借人 有限会社 _____
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 _____ 畑 2267㎡のうち
120.31㎡

近隣事業地への進入路 1年間の賃借権の設定

ここで、第6項案件について補足説明いたします。こちらの案件は、営農型太陽光発電設備敷地に係る、太陽光のソーラーシステムの支柱の部分、地面に付いている部分の一時転用申請となります。

先ほど少し触れました第3条では、株式会社 _____ が賃借人になっている区分地上権を地権者と結んでいるのですが、地上3mから5mほどに設置してあるパネルの部分はその土地で使用するということで、区分地上権の設定が必要となります。

下の農地を耕作するのは株式会社 _____ で、パネルの所有者である _____ と別であるため、このような権利設定が必要になります。

なお、地上権の設定とは、農地として使う目的ではないのですが、農地に権利設定することになりますので、第3条の許可申請が必要になります。

ただ、許可申請ですが、貸す人と借りる人の同意があればそれで許可が出るものとされており、借りる側の農業者の要件は必要ではありません。単純に貸す人と借りる人が連名で申請書を出していただければ許可が通るということになっております。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の9番 木野内 佳代子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る10月15日水曜日に、私と大橋好一会長、鯉沼玲子委員、鯉沼正男推進委員長、高山ゆき子推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南へ約500mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル157枚、パワーコンディショナー10台を設置し、総発電出力は98.125kw、想定売電単価は____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から西へ約450mに位置しており農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。隣地にて園芸用土採取をするにあたり、事業を円滑に行うため表土の一時置場として申請地を使用するための申請になります。なお、先行して事業が行われてしまい、すでに表土が置かれてしまっているため、顛末書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、表土置場としての一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から南東へ約700mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は_____の借家で現在生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の借家では手狭となることから、自己用住宅の建築を計画

いたしました。土地の選定については、自己所有地はないため、__が所有する土地で検討いたしました。また、農作業の効率を考え、耕作地から近いこと、選定作業などを行うための倉庫を建てられるだけの面積が確保できることなどを考慮したところ、宅地南側に接続し、周辺の農地への影響も軽微である申請地を選定いたしました。

事業資金約_____万円は、融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から南西へ約200mに位置しており農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としておりま

す。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、西側1～3m、南側1～2m、北側2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは3mを予定しており、保安角度を45度とるようになっております。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、10月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (5項案件について報告)

次に第5項案件について報告します。

申請地は、_____から西へ約50mに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は現在、_____の借家で生活しております。子供の成長に伴い、現在の借家では手狭となるため自己用住宅の建築を計画いたしました。将来両親の面倒を見ることが出来るよう、実家から近い土地で探し、_____が所有する申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件について報告します。

申請地は、_____から南西へ約150mのところの位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、事業計画書によりますと、賃借人は農業用機械及び農業関連製品の製造、販売などを主な生業としております。「カーボンニュートラル」の推進、「みどりの食糧システム戦略」の推進、「農地の荒廃化」の抑制といった観点から事業計画を進めております。施設の概要については、パネル枚数152枚、パネルの最大発電容量は87.4kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwとなっております。また、発電した電力については、_____にある「_____」に送電する「_____」を予定しております。

パネルの最低地上高は、3.1m、支柱間隔5mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。営農の効率性の観点から周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農する営農者については、株式会社_____で小麦を作付けする予定となっております。営農者の株式会社_____は、国の認定を受けた認定農業者となっているため、通常3年間の一時転用期間を10年間で申請しております。

併せて、当該事業地における地域計画に係る協議の場において、土地改良区から、反対意見までは示されなかったものの、好ましくないという意見がありましたが、隣接地権者及び耕作者からは反対意見は確認されませんでした。これらを踏まえ、当該営農型太陽光の導入は、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないものと確認されたものとして、協議の取りまとめ結果が公表されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、そのほか、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われる、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号第6項と議案第2号第6項につきましては、関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 それでは、私からよろしいですか。

○議長 土地改良区の理事会では反対意見は出ませんでした。好ましくないという内容で意見書が出ました。これから地域計画の中で進めていく中、圃場の大区画化、ドローンの活用等、農地の大型化を進めていく中で、現地調査の際にも話をしたのですが、ちょうど隣の3筆で違う所有者の畑で、1人の耕作者がでネギを栽培するという話も出ていました。そのように農地を集約していく中で、営農型の太陽光パネルがあると、非常に耕作しにくくなるのですよね。この土地改良区内でいったん許可されれば、地権者の中には自分の農地でもやりたいという方が出てくると思うのです。また、隣接地の地権者の意見と言っても、誰も反対する人はいないと思うのです。先日、県知事に対する農業委員会の要望書提出がありました。

たが、その中にも、いくつも営農型太陽光発電設備設置について要望がありました。農水省では、青地でも第1種農地でも営農型太陽光発電は出来るということを決めておりますが、土地改良区内では耕作放棄地は殆ど出てこないと思うので、大区画化が図れる場所で、営農型太陽光発電設備の下部の農地で収量が8割以上と言っても、他の農地の作物に比べ、収量は落ちるのですよ。すると、食糧増産を目指した改良区の目的とは違ってきてしまうと思うのです。今回、現地調査の際に、_____の担当者に話をしたところ、_____の_____が是非農業委員会に話をしたいという連絡があり、今月28日に来ていただくことになっています。農業委員会としては、土地改良区内の営農型太陽光発電の設置は控えていただきたいと話をしたいと思うのですが、皆様の意見をお伺いして、農業委員会としての考えを伝えたいと思います。今回は_____ですが、ゆくゆくは_____、_____等に、土地改良区への参入をなんとか食い止めたい考えでいるのです。

○4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

今まで土地改良区内で営農型太陽光発電設備の設置はされたことはあるのですか。

○議長 ないです。今まで営農型太陽光発電設備は何件かありました。____、____、____、この周辺にもありますが、早く設置されたところは収穫物の報告は来ていますか。収穫までに2、3年かかる作物もありますが。____のところは、20馬力のトラクターでないと入れないようなところで、支柱の間隔も狭く、下の農地も砂利があって、最初小麦や大豆を作付けするということでしたが、どうなっているのか、と思えます。

●事務局（松本ひなた主任）

____では営農が出来ているという電話がありました。最初小麦や大豆を作付けするという申請だったのですが、明日葉を収穫して出荷しているというお電話を先日いただきました。8月頃、現地を確認したところ、雑草の中に明日葉と思われる作物があり、これで収穫できるのかと聞いていたのですが。この案件では来年1月が更新の時期です。

●3番 高橋 宏治 委員

今、農水省で研究していて発表したり、_____に視察に行ってきたりしたので

すが、私としては反対の意見があり、今回のように、発電事業が主に来て、その下で営農しようということではなく、逆に、圃場整備計画の中に営農型太陽光発電を入れて、その下の農地でプロの農業者が営農するやり方で、営農に支障のないソーラーパネルを貼り付けて、今、非常に透過性の高い収量の上がる太陽光発電設備がありますので、そういった設備でソーラーシェアリングをすることによって、圃場整備事業の中で、非常に収入がプラスになることが出来るのです。圃場整備計画の中でそのような計画を組み混んで、営農型太陽光設備を持ってくるのです。_____の例では、畔にソーラーパネルを建てて、畔であればかえって日陰の方が雑草が生えにくいし、やりやすいのです。そのような工夫をソーラーシェアリングの会社も行っていまして、そういった形で営農型太陽光事業を組み込めないかということを検討しています。

○議長 圃場整備を一度行ったところを再度整備するということであれば、そのようなやり方もいいのではないかと思います。圃場整備に係る費用を、そのようなソーラーシェアリングの収益で賄うことが出来れば、個人の負担も軽減されますし、いいのではないかと思います。

○議長 今回、皆様に意見をおうかがいたいのは、ソーラーシェアリングをするのは国の決めたことなので悪いとは言いませんが、その事業を行う場所を決める際には、地元の意見も聞いてもらいたいということなのです。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

_____でも土地改良事業に令和9年から事業から入っていくのですが、地域計画の面でもデメリットが随分出てくるように思うのです。地権者が勝手に営農型太陽光発電設備を建ててしまう。この間テレビで見ましたが、単棟ハウス上に、1mmくらいの太陽光のシートを被せて、その太陽光発電の電気をハウスの中に入れて熱効率を良くして、ハウスの中の栽培を行うというのです。地元の中には、営農集団でやっていきたいという方と、イチゴ栽培でやっていきたいという方と、地域で分断しているのです。イチゴ栽培の方にとっては、そのような太陽光の技術が進んでいけばいいと思うのですが、大区画化された圃場整備地区内の農地で、営農集団が農地の集約を進めるにあたっては、非常に邪魔になりますよね。農水省も推奨している事業ですので、敢えて反対というのではなく、やんわりと避けてもらおうような言い方で。

●3番 高橋 宏治 委員

ソーラーシェアリングには良い、悪いがあると思うのです。悪いソーラーシェアリングは、上の太陽光パネルが主で下の農地が従になっているものです。良いソーラーシェアリングは、農業者が収益を上げるために上で太陽光発電を設置するというもので、これから圃場整備するところでソーラーシェアリングを計画の中に入れて、この場所にパネルを建てれば営農の支障にならないという場所を事業組合の中で選定して設置すれば、賦課金もかなり安くなると思います。

○議長 これから圃場整備する地区においては、そのような話もいいと思います。これから____・_____地区においても事業が実施される計画ですので。

皆様にも、これから営農型太陽光発電について考えて行っていただきたいと思います。国の方でも、除外できる地域を設定してもらった方がいいと思うのですが。

○議長 その他、何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項及び議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項及び議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号第6項の案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員 (7項案件について報告)

次に第7項案件について報告します。

申請地は、・ _____ から北へ約350mに位置しており農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、西側、南側1m、北側2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.7mを予定しており、保安角度を45度とるようになっております。

事業資金約 _____ 万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第8項案件について、この案件は先月現地調査をいたしましたが、書類の不備により保留となっていた案件です。現地調査の結果報告については、事務局よりお願いいたします。

●事務局 (今野大地農地調整係) (8項案件について報告)

次に第8項案件について報告します。

現地調査については、10月15日水曜日に、大関孝男農業委員、葭葉孝男委員、琴寄成人委員、大橋和枝農地利用最適化推進委員、岡局長と私の6名で調査いたしました。

申請地は、 _____ から東へ約900mに位置しており農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取を生業としております。申請地南側の山林で園芸用土採取を行うにあたり、接道が狭く、事業車両の進入が困難であることから、通行に適した申請地を選定いたしました。なお、先行して事業が行われてしまい、すでに園芸用土採取は終了しているため、埋戻工事のみの申請となります。また、農地が農地以外として使用されてしまっていたため、顛末書が添付されております。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、融資先の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。搬出入路のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (中泉)

賃借人 _____株式会社
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字_____	畑	2 5 0 9 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	2 0 4 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	9 5 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	6 6 4 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	5 9 5 m ²
壬生町大字中泉字_____	畑	6 8 7 m ²
壬生町大字中泉字_____	田	3 2 0 3 m ²
壬生町大字中泉字_____	田	1 6 1 m ²
	合計	8 1 1 8 m ²

園芸用土採取を目的とした一時転用で、令和6年5月28日に一時転用許可を受けておりましたが、その後2度の事業計画変更を受けており、今回、掘削深度を4.7mから8.7mに変更するための事業計画の変更申請となっております。説明は以上です。

第2項

賃貸人 _____ (中泉)
_____ (おもちゃのまち)

賃借人 _____株式会社
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字上田字_____	畑	8 5 6 m ²
壬生町大字上田字_____	畑	1 3 1 5 m ² のうち 4 0 4 . 9 2 m ²
壬生町大字上田字_____	畑	3 8 6 m ² のうち 4 . 8 5 m ²
	合計	2 5 5 7 m ² のうち 1 2 6 5 . 7 7 m ²

園芸用土採取及び表土置場を目的とした一時転用で、令和7年8月22日に一時転用許可を受けておりましたが、今回、転用面積を856m²から1265.77

mに変更するための事業計画の変更申請となっております。
説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の9番 木野内 佳代子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ10月15日水曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、園芸用土採取を行うにあたり、当初の計画とは違い、関東ローム層まで採取することとなったため、4.7mから8.7mへの掘削深の変更となります。なお、先行して事業が行われてしまい、すでに掘削及び一部埋戻まで行われてしまっているため、顛末書が添付されております。

以上のことから、すでに事業が行われているものの、変更の内容は転用許可基準に該当し、また事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、今回の掘削深の変更は、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●事務局（松本ひなた主任）

総会資料の中で、令和8年5月27日までの許可期間延長となっておりますが、こちらはすでに5月の総会で通っておりますので、今回の事業計画変更は掘削深の変更のみになりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項につ

いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長の9番 木野内 佳代子 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 木野内 佳代子 委員 (2項案件について報告)

続いて第2項の案件についてご報告します。

本案件については、園芸用土採取を行うにあたり、農地法第5条第2項の案件により表土置場としての面積が追加となるため、それに合わせまして転用面積の変更申請となります。なお、先行して事業が行われてしまい、すでに表土が置かれてしまっているため、顛末書が添付されております。

以上のことから、すでに事業が行われてしまっているものの、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、今回の面積変更は、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といた

します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、所有権移転分の案件で_____委員の親族が、所有権を受ける者となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、当該事案の議事については、_____委員は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

それでは議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、（農業委員会に）意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書9ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が2件、面積合計が4,586㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、_____委員の親族が所有権移転を受ける者となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、_____委員の親族が所有権移転を受ける者となる事案を除き原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の件について」、
_____委員の親族が所有権移転を受ける者となる事案を除き、原案のとおり
「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 ここで、____委員に退席をお願いします。

(____委員 退席)

○議長 先ほど事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」のうち、
_____委員の親族が所有権移転を受ける者となる事案について、
質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用
集積等促進計画の件について」について、_____委員の親族が所有権移転
を受ける者となる事案について、原案のとおり「意見なし」と回答することに
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、
_____委員の親族が所有権移転を受ける者となる事案について、原案のと
おり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。
それでは、____委員は席にお戻りください。

(____委員 着席)

○議長 次に、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件に
ついて」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による「地域農業経営基盤強
化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明（今野農地調整係長）

議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件につい

て)、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）』を議案のとおり変更することについて、同法同条第6項の規定に基づき、関係機関として農業委員会に意見を求めるものでございます。

『地域計画変更内容一覧』に従いましてご説明いたします。

議案書11ページ記載の3件について、転用のための地域計画からの除外の申し出がなされており、転用目的は、2件が太陽光発電設備、1件が住宅用敷地となっており、12ページから14ページに該当農地を示す目標地図を添付しております。

このことについては、10月1日から10日までの期間、町の公式ウェブサイトにて公開し地域協議を行いましたが、寄せられた意見はございませんでした。

今回、地域計画からの除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられます。

以上でございます。

○議長 　ただいま事務局から説明のありました議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（意見質問なし）

○議長 　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 　全員賛成ですので、議案第5号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 　次に議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）について、事務

局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、
の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）についてご説明い
たします。議案書の16ページをご覧ください。

1番

壬生町大字上田字_____畑 2,307㎡

太陽光発電設備を目的とした除外の申請で、土地所有者は_____氏、土地
利用予定者は_____株式会社となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る10月15日の調査
委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を
もつての除外）1番の案件について、調査委員長の 7番 葭葉 孝男 委員か
ら、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 葭葉 孝男 委員（1番の件について報告）

議案第6号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」について、審査会の審
査結果をご報告いたします。

審査等については、10月15日水曜日に私と、大橋好一会長、琴寄成人職務
代理、木野内佳代子農業委員、農政課 中川崇行主幹、糸川紘慧主査、農業委員
会事務局 岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の9名で行い
ました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご
報告いたします。

申請地は、_____から西へ300mに位置する農地です。土地の
所有者は_____にお住いの_____氏、土地利用予定者は、_____にある
_____株式会社で、太陽光発電設備の設置を目的とした徐外
の申し出となっております。

_____株式会社は、遊休農地を活用し、地域へ安定した電
力を供給する目的で、太陽光発電事業を行っている会社です。

今回、申出地と北側に広がる山林とを一体的に活用し、太陽光発電設備を検討
していたところ、申出地が登記簿上山林であるものの、農用地区域であることが

わかりました。

通常であれば、栃木県の方針においても、太陽光発電のための徐外は不可となりますが、今回の申出地については、20年以上耕作されず山林化しており、非農地証明発出の見込みがあること、周辺農地や民家への影響も少ない場所であることを踏まえ、事業用地として一体的に利用することが最適であることから、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の^{えんべんぶ}縁辺部にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われしますので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

今回は登記簿上、台帳上、地目が山林、現況が畑ということで、農地台帳に載っていたということなのですか。

●事務局（今野大地農地調整係長）

はい。

●3番 高橋 宏治 委員

わかりました。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の17ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をいたします。

●3番 高橋 宏治 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る8月17日に、私と中川義人推進委員と、現地を確認してまいりました。議案資料に記載されているとおり、以前より宅地の一部として利用していることを確認してまいりました。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページから20ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページのとおり4件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 報告第4号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の件について」は、議案書の23ページのとおり1件の申請がございました。

内容については、記載のとおりで令和7年10月3日付で、_____氏より「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。

この_____氏につきましては、平成22年に相続税の猶予の適用を受けたのですが、この猶予を引き続き受けるために、3年毎にこの「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出する必要があるということから、この証明願が提出されました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私からよろしいでしょうか。
この証明というのは、地区外の方に出すものなのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

たまたま所有者耕作者の方が_____の方なので、町外の方に対しての証明ですが、町内の方にも証明を出す機会があります。地区内、地区外は関係ありません。

○議長 わかりました。
その他に何かございますか。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長　その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第28回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時50分閉会】

会長 大橋 好一

8 番 琴 野 成 人

9 番 木 野 内 佳 代 子